

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

年 月 日



協議者 住 所 兵庫県神戸市東灘区住吉浜町9-15
氏 名 日和産業株式会社
取締役社長 中澤 敬史

電話番号 078-811-1220

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	讃佑化成企業組合 代表理事 大坪照弘		
		住所又は所在地	香川県高松市西山崎町152番地		
		事業場の所在地	香川県高松市塩江町安原下第2号字奥野441番地1		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	死亡鶏	
			種類	家畜の死体	
			性状	固形状	
			1年当たりの最大搬入量	60 t / 年	
	当該産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	名称	日和産業株式会社 三木農場	
			所在地	兵庫県三木市別所町石野1500	
			当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	養鶏業 飼育過程で死亡した鶏	
当該産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	氏名又は名称及び代表者の氏名	讃佑化成企業組合 代表理事 大坪照弘		
		住所又は所在地	香川県高松市西山崎町152番地		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	三木市道花尻森線→兵庫県道 377 号線→兵庫県道 84 号線→加古川市道西条山手野村線→兵庫県道 65 号線→兵庫県道 18 号線→国道 2 号線→瀬戸中央自動車道→香川県道 186 号線→香川県道 19 号線→香川県道 33 号線→香川県道 17 号線→国道 377 号線→香川県道 39 号線→綾川町道小野相津線→高松市道奥野神羽線
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	金属製の容器を使用する。トラックで運搬の際はシート掛け等を行い飛散の防止を図り、周辺的生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日和産業株式会社 三木農場 足立貞吉 0794-82-2357
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

令和5年7月 日

香川県知事

殿



協議者

住所 徳島県阿波市市場町大俣字行峯 96

氏名 大村 邦夫

電話番号 090-1174-3307

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	讃佑化成企業組合 代表理事 大坪照弘		
		住所又は所在地	香川県高松市西山崎町 152 番地		
		事業場の所在地	香川県高松市塩江町安原下第2号字奥野 441 番地 1		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	死亡豚	
			種類	家畜の死体	
			性状	固形状	
			1年当たりの最大搬入量	5 t / 年	
	当該産業廃棄物を搬入する者	排出事業場	名称	大村 邦夫	
			所在地	徳島県阿波市市場町大俣字行峯 96	
	当該産業廃棄物を搬入する者	排出事業場	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	養豚業 飼育過程で死亡した豚	
氏名又は名称及び代表者の氏名			大村 邦夫		
当該産業廃棄物を搬入する者	排出事業場	住所又は所在地	徳島県阿波市市場町大俣字行峯 96		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	阿波市道上池遠光北東部線→阿波市道大門本村線→徳島県道 2 号線→香川県道 2 号線→国道 377 号線→国道 193 号線→香川県道 167 号線→高松市道奥野神羽線
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	トラックで運搬の際はシート掛け等を行い飛散の防止を図り、周辺的生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	大村 邦夫 090-1174-3307
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。